

大学と損害保険 ②①

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

海外における保険適用

大学における国際交流は、ますます盛んになって来ています。今回は、海外における保険の適用についてご説明いたします。

海外事務所等の保険

最近では、海外にオフィスやラボを開設する大学も増加しています。

海外に拠点を構えて現地での活動を展開する場合には、什器・備品等動産の火災保険、借用施設に対する賠償責任保険、業務遂行に係る賠償責任保険、現地雇用従業員の労災保険、自動車保険、等々を現地で手配する必要があります。

国大協保険では、メニュー1の中に海外活動賠償責任担保特約というものがあり、海外での一時的な活動に起因する賠償責任に対応できるようになっていますが、あくまで長期に及ばない活動が補償対象です。

出張する教職員の事故に関する補償

教職員が研究、特定の業務遂行のため出張や研修を命じられて海外に赴く場合、積極的私的行為中や恣意的行為中以外の事故（ケガ）については、政府労災の補償を受けることができます。

労災事故に対し法定外補償規程による補償を行う場合に保険金が支払われる保険（国大協保険ではメニュー1 労働災害総合保険）についても、海外での労災事故に対する補償を受けることができます。

ただし、海外駐在員等に該当する場合には、政府労災の第三種特別加入を行うとともに、法定外補償をカバーする保険についても別途手配する必要があります。（国大協保険ではメニュー1 労働災害総合保険・海外危険担保特約）

海外における学生の事故に対する保険

海外における学生の事故（ケガ）には様々な状況が考えられますが、おおよその考え方は以下のとおりとなります。

		大学が加入する賠償責任保険	学生が加入する学研災(注1)	学生が加入する海外旅行保険	
大学の関与外		×	×	○	
大学の関与あり	大学の監督外	×	△(注2)	○	
	大学の監督下	大学に過失や安全配慮義務違反なし	×	○(注2)	○
		上記あり	○		

注1 (財)日本国際教育支援協会が制度運営する「学生教育研究災害傷害保険」

注2 在籍する大学の正課・行事・課外活動中に該当する場合に限り補償されます。

海外における賠償責任と保険

大学が日本国内で加入する一般の施設賠償責任保険では、海外における賠償責任は補償の対象となりません。国大協保険の場合、一般の施設賠償責任保険に当たるメニュー1 総合賠償責任保険は国内のみ担保であり、海外における一時的な活動における賠償責任にも同保険の補償を適用するためには、前述のメニュー1 海外活動賠償責任担保特約に加入する必要があります。

前掲の表のとおり、海外における大学監督下の活動で、大学に過失や安全配慮義務違反により学生にケガを負わせたような場合、大学に賠償責任が発生しますが、大学が加入する賠償責任保険が海外でも適用されるのか、確認しておく必要があります。

海外での活動に伴う賠償責任に十分に対応するためには、英文賠償責任保険等を手配する必要がありますので、保険会社にご相談されることをお勧めします。

なお、海外での正課中、学校行事中の学生個人の賠償責任については、学研災付帯賠償責任保険（A・B・Cコース）の補償が平成20年4月から適用されています。

海外旅行保険への加入

海外での活動においては、様々な事故が想定されるほか、体調を崩しての発病や持病の悪化、重大疾病を発症することも考えられます。海外によっては、治療や入院に多額の費用を要したり、緊急に治療が必要な場合でも支払保証が無いと治療を受けられないこともあります。病院との対応や付き添いのため家族が現地に赴く必要が生じることも考えられます。病状によっては、医療設備の整った航空機をチャーターし医師等医療スタッフの付き添いのもと、日本の病院に転院する必要が生じることも考えられます。

海外に赴く教職員、学生に対しては、事故によるケガの補償だけでなく、疾病による治療への対応、救援者費用、賠償責任への対応等を含め、十分な海外旅行保険に加入しておくよう指導することが望ましいといえます。

大学関係者の渡航費用

海外における教職員や学生の事故においては、ご家族だけでなく大学の関係者が現地に赴く必要が生じることも想定されますが、大学に賠償責任が発生する場合でも、通常のケースでは、大学が加入する賠償責任保険から当該費用分の保険金の支払いを受けることはできません。必要な旅費は大学の経費から支出することになります。

このような旅費や被災学生への見舞金等の費用を補償する保険を運営する団体もありますので、必要な場合にはご検討ください。

来日した留学生の保険

以上、海外での事故に対する保険適用についてご説明しましたが、最後に、来日した留学生の保険について簡単にご説明します。

来日した留学生については、国民健康保険に加入させることが必須であり、その上で、病気やケガについては、(独)日本学生支援機構が制度運営する「外国人留学生医療費補助制度」の適用を受けることができます。

学研災についても、日本人学生と同様に加入できます。

留学生が住宅を借りる場合の第三者への賠償責任、貸主への賠償責任、保証人の補償については、(財)日本国際教育支援協会が運営する「留学生住宅総合補償」制度に加入し利用することができます。

ケガや病気のため留学生の本国への移送が必要となった場合、大学に賠償責任がある場合には大学が加入する賠償責任保険の補償を受けることができますが、それ以外の場合には、基本的には留学生やその家族が費用を負担することになります。